

## 鳥取市広告掲載基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、鳥取市広告掲載要綱第4条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

### (総則)

第2条 鳥取市の広告媒体に掲載する広告は、真実を伝えるものでなくてはならないため、広告の内容及び表現については品位ある表現であり、かつ関係諸法規を順守したものでなくてはならない。また、基準内のものであっても鳥取市広告審査委員会（以下「審査会」という。）で掲載を不適当と認めたものは修正し、削除し、又は掲載しない。

### (個別の基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成する。

### (規制業種又は事業者)

第4条 次に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

- (1) 各種法令に違反しているもの
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定されているもの
- (4) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (5) 消費者金融にかかるもの
- (6) ギャンブルにかかるもの
- (7) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (8) その他市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの

### (広告の全般についての基準)

第5条 次の各号に定める広告は掲載しない。

- (1) 人権侵害、差別又は基本的人権の侵害につながるもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無許可商品若しくは不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (3) 個人の名誉をき損、中傷又はひぼうするもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (5) 宗教団体による布教活動を主目的とするもの
- (6) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ又は不安を与えるおそれのあるもの

- (7) 誇大な表現又は射幸心をあおるもの
- (8) 虚偽の内容を表示するもの
- (9) 法令等で認められていない業種、商法又は商品
- (10) 国家資格等に基づかない者が行う治療等
- (11) 性に関する表現が著しく、露骨又はわいせつなもの
- (12) 暴力や犯罪を肯定するもの
- (13) 残酷な描写及び公序良俗に反するもの
- (14) ギャンブルにかかるもの
- (15) 鳥取県の条例で有害指定されたもの
- (16) その他市長がふさわしくないと認めたもの

(広告の表示内容に関する個別の掲載基準)

第6条 具体的な表示内容については各項目について検討し判断することとする。

1 人事募集に関すること

- (1) 原則として雇用主名、所在地、電話番号、業種、応募者の職種、待遇を表示する。
- (2) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）又は関係法規に違反するものは掲載しない。
- (3) 人材募集を装い、商品の売りつけ及び出資させるのが目的のものは掲載しない。
- (4) 売春等の勧誘や斡旋の疑いのあるものは掲載しない。

2 教育関係に関すること

- (1) 学校の名称を使用できるのは学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定められた教育施設とする。ただし、実態が明確であり問題がないと判断されるものに限り同法に基づく学校でない旨の表示をすることにより掲載する。
- (2) 裏付けのない合格率や就職率などを実績とし、表現し、又は将来を確約するような表現はしない。
- (3) 学校、講習会、講座（通信講座を含む）、任意団体が与える資格又は称号については、国家資格と誤認されるような表示をしない。
- (4) 受講すれば簡単に資格が取得できるような表現又は資格を取得すれば高収入が得られる表現のものは掲載しない。
- (5) 講習又は講座を装い商品及び材料の売りつけ又は資金集めを目的としているものは掲載しない。

3 医療関係に関すること

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）、柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）その他関係法令に違反する広告は掲載しない。

4 高齢者福祉サービスに関すること

(1) 高齢者福祉サービス等の広告は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）その他関係法令に違反するものは掲載しない。

(2) 有料老人ホーム等については有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成 16 年公正取引委員会告示第 3 号）に抵触しないこと。

#### 5 薬事に関すること

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）及び医薬品等適正広告基準（昭和 55 年薬発第 1339 号）に違反するものは掲載しない。

#### 6 不動産に関すること

不動産事業者の広告は、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）並びに不動産の表示に関する公正競争規約（平成 17 年公正取引委員会告示 23 号）及び不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（平成 15 年公正取引委員会告示 3 号）による表示規制に従う。

#### 7 風紀に関すること

(1) 風俗営業類似の広告は掲載しない。

(2) 公序良俗に反し、特に青少年の健全育成に害を与えるおそれがあるものは、掲載しない。

(3) たばこにかかる業種は掲載しない。

#### 8 書籍、映画、興業等に関すること

(1) 犯罪の誘発へつながりかねない表現及び犯罪被害者、関係者への人権侵害を助長するものは掲載しない。

(2) 事実に反する内容や大げさ、紛らわしいなど誤認をあたえるものは掲載しない。

(3) 性に関する露骨及びわいせつなど青少年へ悪影響を及ぼす内容や、麻薬、とばく、売春などを容認するような内容については掲載しない。

#### 9 経済に関すること

(1) 割賦販売、分割前金払の広告は割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）によって掲載する。

(2) 金融（保険）商品に関する広告の中で、将来における利益の確約や安全性など、その根拠が不明確であり、一般に誤解のみを招きかねない内容については掲載しない。

(3) 小売業（中古品販売業・チケット再販業や質屋など含む）や各種サービス業における金額等の表示については掲載しない。ただし金額に変動が生じることのないものや掲載による社会通念上の影響がないと判断されるものについてはこの限りでない。

(4) 商品先物取引の営業広告は掲載しない。

(5) 有価証券販売の広告は銀行、信託会社、その他政令で定められた金融機関、証券会社の許可のあるもののみ掲載する。

10 その他事項に関すること

- (1) 意見広告、政治に関する広告は原則として掲載しない。ただし、審査会が認めたものはこの限りではない。
- (2) 他者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等などを無断で使用しないこと。
- (3) 旅行の募集広告は、旅行業の登録をしたもので、実態の明確なものに限り掲載する。
- (4) 古物商の広告は、古物営業法（昭和 22 年法律第 108 号）により許可されたもののみ掲載する。
- (5) 墓地の広告は、市町村長の許可を受けたもの又は許可を受けた区域のもののみ掲載する。
- (6) 鳥取市暴力団排除条例第 2 項第 1 号から第 3 号のいずれかに該当する者が、広告主又は広告主の役員等であることが判明したとき、又はその経営に実質的に関与していることが判明したときは、当該広告主の広告は掲載しない。
- (7) これら、広告掲載基準以外の事項については、審査会の審査によるものとする。

附 則

この基準は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 19 年 8 月 21 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。